

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

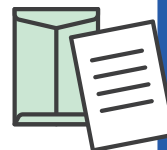
（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



バイオマス
使用部位：印刷インキ
No.000000

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？
相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。

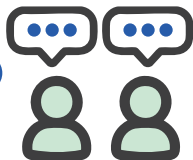


もし被害にあったしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会 都道府県庁の相談窓口
消費生活センター 警察

などにすぐに連絡してください。



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

東北財務局 福島財務事務所 理財課
月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～12:00, 13:00～16:30 024-533-0064

福島県消費生活センター
月～金(祝日・年末年始を除く)9:00～18:30, 原則第4日曜日9:00～16:30 024-521-0999

消費者ホットライン
※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の
消費生活相談窓口をご案内します。 188

法テラス・サポートダイヤル
月～金9:00～21:00、土9:00～17:00(祝日・年末年始を除く) 0570-078374

福島県弁護士会『法律相談センター』

福島支部	火・水・木9:00～15:00(祝日・年末年始を除く)	024-536-2710
郡山支部	月～金10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)	024-936-4515
いわき支部	月～金9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)	0246-22-1320
会津若松支部	月～金9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)	0242-27-0264
白河支部	月～金10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)	0248-22-3381
相馬支部	月～金9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)	0244-36-4789

福島県司法書士会総合相談センター
月～金(祝日・年末年始を除く)10:00～12:30, 13:30～16:00 0120-81-5539

事業者向け相談窓口

東北財務局 福島財務事務所 理財課
月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～12:00, 13:00～16:30 024-533-0064

福島県商工会連合会
月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15 024-525-3411

商工会議所

福島	月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～12:00, 13:00～17:15	024-536-5511
郡山	月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15	024-921-2600
会津若松	月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15	0242-27-1212
いわき	月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15	0246-25-9151
白河	月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15	0248-23-3101
原町	月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15	0244-22-1141
会津喜多方	月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15	0241-24-3131
相馬	月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15	0244-36-3171
須賀川	月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15	0248-76-2124
二本松	月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15	0243-23-3211

法テラス・サポートダイヤル
月～金9:00～21:00、土9:00～17:00(祝日・年末年始を除く) 0570-078374

日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター
ひまわりほっとダイヤル

月～金10:00～12:00, 13:00～16:00(祝日・年末年始を除く) 0570-001-240
※電話で受付、面談による相談
※地域により無料相談実施状況が異なりますので、
お電話の際にご確認下さい。

福島県司法書士会総合相談センター
月～金(祝日・年末年始を除く)10:00～12:30, 13:30～16:00 0120-81-5539

市区町村の相談窓口

福島市 消費生活センター 024-522-7867
(多重債務110)

会津若松市 消費生活センター 0242-39-1228

郡山市 消費生活センター 024-921-0333

いわき市 消費生活センター 0246-22-0999

白河市 消費生活センター 0248-22-1133

須賀川市 須賀川市消費生活相談室 0248-88-9132

喜多方市 消費生活センター 0241-24-5353

相馬市 生活環境課 0244-37-2144

二本松市 消費生活センター 0243-24-7200

南相馬市 南相馬市消費生活相談室 0244-24-5230

伊達市 消費生活センター 024-574-2233

本宮市 防災対策課 0243-24-5366

国見町 産業振興課 024-585-2238

大玉村 住民生活課 0243-24-8091

鏡石町 税務町民課 0248-62-2112

天栄村 住民課 0248-82-2114

田村市 消費生活センター 0247-61-5009

石川町 石川地方消費生活相談室 0247-57-6872

会津美里町 会津美里町・両沼地域消費生活相談室 0242-54-2920

南会津町 住民生活課 0241-62-5054